

## 論点メモ

令和3年10月13日

第71回宮城県国土利用計画審議会資料

## 1 地域区分に「沿岸部」と「内陸部」という区分を記載してはどうか（素案 p. 8, 10）

（理由）

- 沿岸部の市町村は震災からの復旧・復興により土地利用が大きく変わった
  - 上記の経緯を経た特徴的な課題や方向性を、県土に即した形で記載したい
    - （例）防災集団移転事業により買い上げた土地の管理や利活用  
新たに造成した住宅地等の将来にわたる有効利用  
復興まちづくりによって変化した土地利用と今後の課題（特に防災・減災面）  
沿岸部でも地域ごとに異なる課題（人口減少の進み方など）
- 【課題】「沿岸部」について、他に記載すべき事項がないか  
「内陸部」について、どのような記載が考えられるか
- ・内陸部は、製造業の誘致により人口が増えた地域もあるが、中山間地域の多くでは震災前から続く人口減少が深刻化している状況

## 2 地域区分について「河川の流域」に即した記述を追加してはどうか（素案 p. 10）

（理由）

- より即地的な計画とするため、地形や土地利用の現況に即し、県国土利用計画で採用している三地域区分をまたがる特徴や、三地域のつながりについても記載したい
    - （例）大崎地域、栗原、登米など県北西部と北東部にまたがる一体的な優良農地  
県境を超える大河川である北上川水系と、県内で完結する鳴瀬川水系及び高城川水系が複雑に絡み合っ形成された地形（三地域すべてにまたがる）
  - 「流域治水」について記載する上で独自項目とした方がわかりやすい
    - ・流域治水には土地利用調整に関する事項（遊水機能の確保や浸水想定区域の防災集団移転等）も含まれることから、今回計画にも記載したい
    - ・県内の主な河川流域は三地域の内部で完結するものと複数の地域を横断するものがあるため、三地域ごとの記載とは別に整理しておきたい
- 【課題】「主な河川」をどの程度記載すべきか  
流域について、農業的土地利用以外に記載すべき事項はないか 等

## 3 「土地利用の調整に関する事項」に森林をできるだけ維持する方向性を記載できないか（素案 p. 14, 18）

（理由）

- 第六次県国土利用計画で「森林は、…森林としての利用を維持する方向を土地利用調整上の基本施策」（計画本文 p. 11～12）としたことから、行政内部の調整方針として具体化したい
    - ・都市地域と森林地域が重複する場合の調整方針の変更
- （案）「市街化調整区域」と「その他の森林」の重複地域は、森林維持の方向性を強化することとし、「市街化区域・用途指定地域」と「その他の森林」の重複地域は、現行の一律に方向性を定める形から「用途指定の区分ごとに調整方針を変える」等、細分化をしてはどうか